



## 《会計・税務の知識》平成 24 年分の確定申告(改正点)

はじめに

近頃はすっかり秋も深まってきました。月日が経つのは早いもので、気がつけば新年の幕開けも間近に迫ってきています。そこで本稿では平成 24 年分の所得税の確定申告について、今回から適用される制度等で気になったものを取りあげました。

### 1. 生命保険料控除の控除限度額

#### ①制度概要

支払保険料のうち一定のものについては、所定の計算方法により算出した額を、控除限度額の範囲内で所得から控除することができます。

#### ②改正点

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等については、控除限度額の上限が 5 万円から 4 万円に引き下げられました。一方で、介護医療保険契約等のうち、医療費等支払事由により保険金が支払われる保険契約等については別途、介護医療保険料控除(上限 4 万円)が新たに設けられました。

#### ③留意点

契約の更新等があるケースでは、本人には新たに契約した認識がないのに実は新制度が適用されていた、といった事態もあり得ます。年末調整や確定申告の際は、旧制度と新制度どちらの適用となるのか、保険料控除証明書をしっかり確認しましょう。

### 2. 減価償却資産の定率法の償却率

#### ①制度概要

改正前においては、減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を 2.5 倍した割合とされていました。

#### ②改正点

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を 2.0 倍した割合に改正されました。

#### ③留意点

減価償却関係の改正は法人税の話として語られがちですが、個人事業主等にも影響がありますので注意してください。最新の減価償却ソフトを使用している場合はあまり問題なさそうですが、償却率を手入力して減価償却費を計算している場合などは、過去の償却率を使用していないか、念のためチェックしましょう。

### 3. 事業用資産の買換え特例の対象資産

#### ①制度概要

個人が、事業の用に供している土地建物等を買換えた場合で一定の要件を満たす場合には、長期保有の特定事業用資産の買換えの特例(措法 37 条 1 項 9 号)が受けられ、譲渡収入のうち買換資産の取得に充てられた部分に対応する譲渡益の 80%相当額を繰り延べることができます。

#### ②改正点

特例の適用を受けられる買換資産の範囲が狭められました。具体的には、買換資産である土地等について、面積が 300 ㎡以上のものに限定されました。また、買換資産が駐車場であるケースについては、やむを得ない一定の事情があるものに制限されました。

#### ③留意点

過去に特例の適用可否を検討済の場合であっても、改正により結論が変わっている可能性があります。税額に与える影響が大きいので、留意する必要があります。

### 4. 特定口座年間取引報告書の交付

#### ①制度概要

特定口座を開設している者に対し、証券会社等の金融商品取引業者等は、特定口座年間取引報告書の交付が求められています。

#### ②改正点

その年中に譲渡・配当等の取引がなかった特定口座については、特定口座の開設者から請求がある場合を除き、特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととされました。

#### ③留意点

取引がないために特定口座年間取引報告書が交付されていないのか、交付されたのに無くしてしまったのか、どちらか分からなくなってしまう方も多いと思います。心配な方は、開設している全口座について交付を請求するのものの一つの方法です。

#### 結び

最近の税制改正が紆余曲折を経ているため混乱した方も多いと思いますが、平成 24 年分の確定申告については、全体的にそれほど大きな改正点はないというのが率直な印象です。(担当:工藤)